

議案第 76 号

盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第 423条第 3 項の規定により同意を求める。

平成27年 9 月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

梅 村 俊 男

議案第 77 号

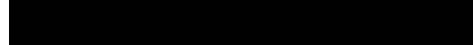
盛岡市教育委員会の委員の任命について

次の者を盛岡市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 4 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成27年 9 月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

松 尾 正 弘



議案第 78 号

盛岡市監査委員の選任について

市議会議員のうちから選任される盛岡市監査委員に工藤由春を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第 1 項の規定により同意を求める。

平成27年 9月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 82 号	平成27年度盛岡市一般会計補正予算(第2号) ……………	1
議案第 83 号	平成27年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算(第1号) ……………	6
議案第 84 号	平成27年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号) ……………	9
議案第 85 号	平成27年度盛岡市水道事業会計補正予算(第1号) ……………	別冊
議案第 86 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	12
議案第 87 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について……………	13
議案第 88 号	盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について……………	17
議案第 89 号	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例の一部を改正する条例について……………	18
議案第 90 号	盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について……………	19
議案第 91 号	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	20
議案第 92 号	玉山区の区域内の字の名称の変更について……………	21
議案第 93 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	22
議案第 94 号	市道の路線の認定及び廃止について……………	24
議案第 95 号	平成26年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	25
議案第 96 号	紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗貫衛生処理組 合規約の一部を変更する規約の協議について……………	26
議案第 97 号	紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議について……………	27
議案第 98 号	紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議について……………	28
認定第 1 号	平成26年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について……………	30
認定第 2 号	平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について……………	31
認定第 3 号	平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について……………	32
認定第 4 号	平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算につ いて……………	33
認定第 5 号	平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について……………	34
認定第 6 号	平成26年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について……………	35
認定第 7 号	平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について……………	36
認定第 8 号	平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について……………	37
認定第 9 号	平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について……………	38
認定第 10 号	平成26年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について……………	39

認定第 11 号	平成26年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算について.....	40
認定第 12 号	平成26年度盛岡市水道事業会計決算について.....	41
認定第 13 号	平成26年度盛岡市下水道事業会計決算について.....	42
認定第 14 号	平成26年度盛岡市病院事業会計決算について.....	43

議案第 82 号

平成27年度盛岡市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度盛岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 196,172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,661,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,706,403	△29,000	1,677,403
	1 負担金	1,701,431	△29,000	1,672,431
15 国庫支出金		20,031,026	△1,037,837	18,993,189
	1 国庫負担金	13,908,286	595	13,908,881
	2 国庫補助金	6,047,773	△1,040,933	5,006,840
	3 委託金	74,967	2,501	77,468
16 県支出金		6,854,276	37,731	6,892,007
	2 県補助金	3,151,547	34,855	3,186,402
	3 委託金	620,932	2,876	623,808
17 財産収入		300,595	81,171	381,766
	2 財産売払収入	154,871	81,171	236,042
20 繰越金		1	1,369,742	1,369,743
	1 繰越金	1	1,369,742	1,369,743
21 諸収入		1,437,459	21,065	1,458,524
	5 雑入	862,152	21,065	883,217
22 市債		12,782,866	△246,700	12,536,166
	1 市債	12,782,866	△246,700	12,536,166
歳入	合計	111,464,903	196,172	111,661,075

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		12,751,495	1,389,565	14,141,060
	1 総務管理費	10,413,123	1,380,345	11,793,468
	3 戸籍住民基本台帳費	583,225	9,220	592,445
3 民生費		41,760,537	71,095	41,831,632
	1 社会福祉費	17,294,487	548	17,295,035
	2 児童福祉費	16,045,435	70,547	16,115,982
4 衛生費		8,064,645	2,504	8,067,149
	3 保健所費	2,989,142	2,504	2,991,646
6 農林費		2,815,885	3,626	2,819,511
	1 農業費	2,332,165	750	2,332,915
	2 林業費	483,720	2,876	486,596
7 商工費		1,226,301	6,000	1,232,301
	1 商工費	1,226,301	6,000	1,232,301
8 土木費		17,170,570	△1,291,418	15,879,152
	2 道路橋りょう費	4,730,503	△626,723	4,103,780
	3 河川費	609,849	△12,059	597,790
	4 都市計画費	9,850,816	△499,904	9,350,912
	5 住宅費	1,743,446	△152,732	1,590,714
10 教育費		10,069,224	14,800	10,084,024

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	千円 4,219,356	千円 14,800	千円 4,234,156
歳	出	合	計	
		111,464,903	196,172	111,661,075

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
地方道路等整備事業債	2,525,000	2,405,300	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成27年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし, 財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し, 又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
道路整備事業債	293,300	199,300			
都市再生整備 計画事業債	131,000	172,600			
河川整備事業債	227,600	223,200			
公園整備事業債	424,600	342,300			
玉山小学校 施設整備事業債	0	12,100			
計	12,782,866	12,536,166			

議案第 83 号

平成27年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）

平成27年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 435,419千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,060,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 繰越金		2	435,419	435,421
	1 繰越金	2	435,419	435,421
歳入合計		31,625,547	435,419	32,060,966

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 後期高齢者支援金		3,373,360	5,493	3,378,853
	1 後期高齢者支援金	3,373,360	5,493	3,378,853
4 前期高齢者納付金		1,974	323	2,297
	1 前期高齢者納付金	1,974	323	2,297
9 基金積立金		1	288,308	288,309
	1 基金積立金	1	288,308	288,309
10 諸支出金		27,411	141,295	168,706
	1 償還金及び還付加算金	27,411	141,295	168,706
歳 出	合 計	31,625,547	435,419	32,060,966

議案第 84 号

平成27年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）

平成27年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,871,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 5,187	千円 5,188
	1 繰越金	1	5,187	5,188
5 諸収入		6,913	1,810	8,723
	2 償還金及び還付加算金	6,100	1,810	7,910
歳 入	合 計	2,864,457	6,997	2,871,454

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,813,092	5,187	2,818,279
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,813,092	5,187	2,818,279
3 諸支出金		6,100	1,810	7,910
	1 償還金及び還付加算金	6,100	1,810	7,910
歳 出	合 計	2,864,457	6,997	2,871,454

議案第 86 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年10月 5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「100分の70」を「100分の58」に、「100分の40」を「100分の33」に改める。

附則第28項中「100分の40」を「100分の33」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常勤の特別職の職員のうち市長及び副市長の退職手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第 87 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の5条を加える。

（徴収の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第12条の2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第3項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限又は当該分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

2 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めたときは、前項の規定により定めた分割納付の各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により分割納付の各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収の猶予の申請手続等）

第12条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実及びその事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

- (3) 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
 - (4) 猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うか否かの別（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
 - 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
 - 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 猶予を受けた期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予を受けた期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予を受けた期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
 - 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
 - 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
（職権による換価の猶予の手続等）

第12条の4 第12条の2第1項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

2 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために市長が特に必要があると認めた書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第12条の2第1項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第12条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額

4 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第12条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第12条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第12条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第3項第3号に掲げる事項

6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第12条の6 法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第26条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第12条の2、第12条の3及び第12条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 3 新条例第12条の4及び第12条の6（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新条例第12条の5及び第12条の6（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、徴収の猶予、換価の猶予等に係る徴収金の分割納付及び分割納入の方法等を定めようとするものである。

議案第 88 号

盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する
条例について

盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のとおり改正する
ものとする。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する
条例

盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程（平成11年条例第39号）の一
部を次のように改正する。

第 3 条 中 「三本柳10地割の一部」を「三本柳10地割の一部」に、 「津志田15地割の一部」を「津
津志田12地割の一部」 永井15地割の一部 」

志田15地割の一部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称を改
めようとするものである。

議案第 89 号

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例の一部を改正する条例について
盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年10月 5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例の一部を改正する条例

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「，樹木」を削り，同項の表保存樹木の項を削り，同条第2項及び第3項中「廃止」を「解除」に改める。

第9条第1項中「（保存樹木の場合にあつては，当該樹木の生育地とする。）」を削る。

第10条第1項中「又は保存樹木」を削り，「，若しくは」を「，又は」に改め，「若しくは保存」を削る。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

提案理由

保存樹木の指定を廃止しようとするものである。

議案第 90 号

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について

盛岡市運動公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例

盛岡市運動公園条例（平成17年条例第 118号）の一部を次のように改正する。

第3条中「, テニスコート」を削る。

別表第1中第3号を削り, 第4号を第3号とし, 第5号を第4号とし, 第6号を第5号とする。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

提案理由

盛岡市市民運動公園のテニスコートを廃止しようとするものである。

議案第 91 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年10月 5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「精神科」を「神経精神科」に改める。

附 則

この条例は、平成27年11月 1日から施行する。

提案理由

市立病院の診療科目の名称を変更しようとするものである。

議案第 92 号

玉山区の区域内の字の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により，玉山区の区域内の字の名称を平成28年 4 月 1 日から次のとおり変更するものとする。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

変更前の大字の名称	変更後の大字の名称
永井	玉山永井
馬場	玉山馬場

提案理由

地域自治区の設置期間が平成28年 3 月31日に終了することに伴い，玉山区の区域内の字の名称を平成28年 4 月 1 日から変更するため，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により，議会の議決を求めるものである。

議案第 93 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

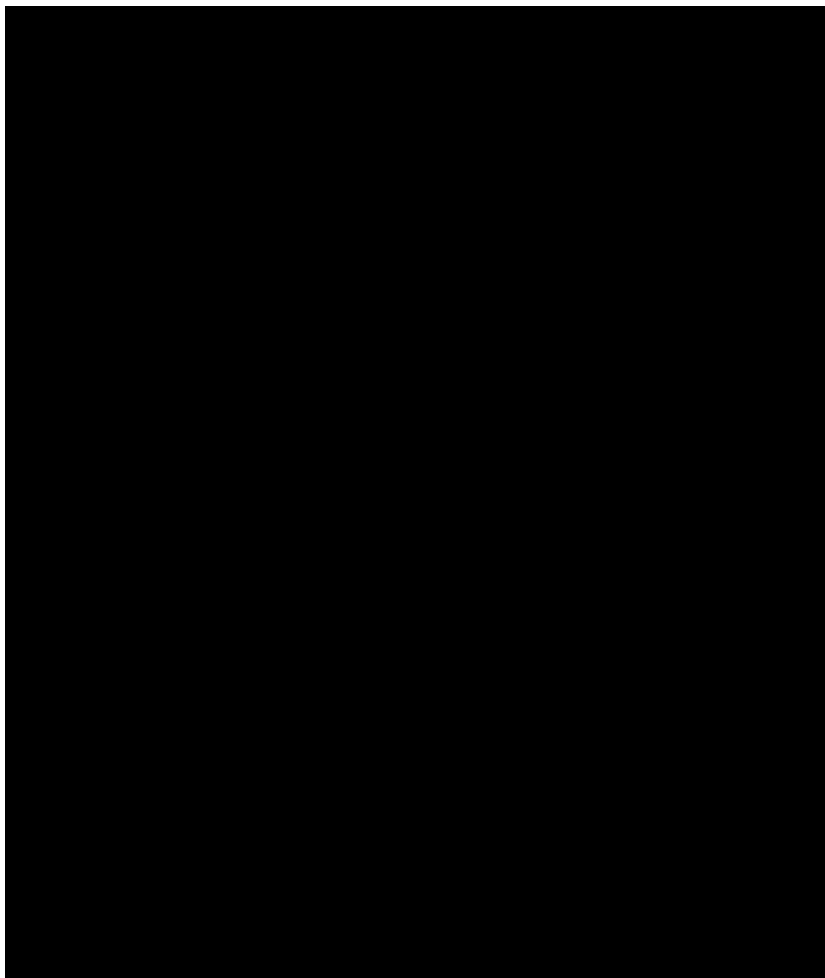
次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

- (1) 住所
氏名
- (2) 住所
氏名
- (3) 住所
氏名
- (4) 住所
氏名
- (5) 住所
氏名
- (6) 住所
氏名
- (7) 住所
氏名
- (8) 住所
氏名
- (9) 住所
氏名



2 調停申立ての趣旨

- (1) [Redacted]に対し、[Redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (2) [Redacted]に対し、[Redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (3) [Redacted]に対し、[Redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

- (4) [redacted]に対し、[redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (5) [redacted]に対し、[redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (6) [redacted]に対し、[redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (7) [redacted]に対し、[redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (8) [redacted]に対し、[redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (9) [redacted]に対し、[redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 94 号

市道の路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のとおり認定及び廃止するものとする。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C a 804	向中野 234号線	向中野字細谷地 109番地先	向中野字細谷地 103番地先
C c 503	下太田 229号線	下太田沢田21番 8 地先	下太田沢田41番地先
D a 421	北夕顔瀬町24号線	北夕顔瀬町 3 番 7 地先	北夕顔瀬町 3 番25地先
都 4160	徳目田 4 号線	東見前 5 地割78番 1 地先	東見前 5 地割47番地先

2 路線の廃止

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C c 457	下太田歩行者専用道13号線	下太田下川原 101番 1 地先	下太田下川原 101番 1 地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 95 号

平成26年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について

平成26年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金14,711,335,089円について、減償積立金に605,400,000円を、建設改良積立金に1,195,324,592円をそれぞれ積立て、資本金に12,910,610,497円を組入れるものとする。

平成27年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 96 号

紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗貫衛生処理組合同規約の一部を変更する規約の協議について

紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務を変更すること及び紫波、稗貫衛生処理組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により協議するものとする。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

紫波、稗貫衛生処理組合同規約の一部を変更する規約

紫波、稗貫衛生処理組合同規約（昭和40年岩手県指令40地第 110号）の一部を次のように変更する。第 3 条第 1 項を次のように改める。

組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）の規定により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）の処分及び処理施設の管理に関する事務を共同で処理する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 3 条に規定する一般廃棄物の処分に関する事務については、平成30年 3 月31日以前に受け入れたし尿及び浄化槽汚泥に限り共同で処理するものとする。

提案理由

紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務を変更するため、紫波、稗貫衛生処理組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 97 号

紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議について

平成31年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を解散することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288条の規定により協議するものとする。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 98 号

紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議について

紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う紫波、稗貫衛生処理組合が所有する財産の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 289条の規定により協議するものとする。

平成27年10月 5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う紫波、稗貫衛生処理組合所有の財産処分について、次のとおりとする。

1 土地は、紫波町に譲渡する。

住 所	地目	面 積
紫波郡紫波町南日詰字小路口92番 1	宅地	7,639.36㎡
紫波郡紫波町南日詰字小路口93番 3	宅地	1,692.40㎡

2 建物及び付属設備は、取り壊しする。

名 称	構 造	床面積
事務所	RC造平屋建	217.95㎡
投入施設	RC造(地階・1階)	370.00㎡
水質検査・会議棟	RC造平屋建	114.00㎡
前処理焼却施設	RC造(地階・1階)	195.40㎡
汚泥乾燥焼却施設	RC造(1階)	371.20㎡
汚水処理施設	RC造(地階・1階・2階)	1,013.10㎡
ケーキホッパ	鉄骨造	60.52㎡
弁操作室	RC造(1階)	25.50㎡
車庫	軽量鉄骨造	43.50㎡
倉庫	コンクリートブロック造	48.00㎡
ホッパ棟	鉄骨造	60.70㎡
第一攪拌槽	RC造(1階)	1式
第二曝気棟	RC造(1階)	1式
浄化槽汚泥貯留槽	RC造(地階・1階)	1式
沈殿槽	RC造(1階)	1式
凝集沈殿槽	RC造(1階)	1式
重油貯留槽(10kℓ)	RC造(地階)	1式

アルコール貯留槽	RC造(地階)	1式
重油貯留槽 (20kℓ)	RC造(地階)	1式

3 動産は、廃棄する。

4 財政調整基金及びし尿処理施設解体準備基金並びにその運用益は、紫波、稗貫衛生処理組合理約（昭和40年岩手県指令40地第 110号）第17条の規定に基づく、平成30年度の構成市町の負担金の割合に応じて分賦する。

提案理由

紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

認定第 1 号

平成26年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 2 号

平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 3 号

平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 4 号

平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書 (別冊)
- 2 平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書 (別冊)

認定第 5 号

平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 6 号

平成26年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 7 号

平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 8 号

平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 9 号

平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 10 号

平成26年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 11 号

平成26年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算について

平成26年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 12 号

平成26年度盛岡市水道事業会計決算について

平成26年度盛岡市水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 13 号

平成26年度盛岡市下水道事業会計決算について

平成26年度盛岡市下水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市下水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市下水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 14 号

平成26年度盛岡市病院事業会計決算について

平成26年度盛岡市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成26年度盛岡市病院事業会計決算書（別冊）
- 2 平成26年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書（別冊）

平成27年度盛岡市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成27年度盛岡市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
沢田浄水場運転管理業務委託に必要とする経費 についての債務負担（平成27年度分）	自 平成27年度 至 平成32年度	255,000千円に消費税額及び地方消費税 額を加算した額

平成27年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明